



令和6年8月5日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行正 殿

広島地方最低賃金審議会
広島県最低賃金専門部会
部会長 酒井 朋子

広島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年6月28日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配意した上で、消費者物価をはじめとする県内の各種の指標を基に、消費者物価指数の高騰、賃金の上昇率、企業の価格転嫁が十分に行われていないこと等を踏まえ、広島県独自で妥当性を検証し、中小企業・小規模事業者に対する支援策など県内情勢を総合的に勘案し慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

当専門部会においては、本年度の広島県最低賃金の改正が賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない中、中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、このため、県内の中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを要望する。
- 2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。
- 3 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから、「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を要望する。



本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長 酒井 朋子

部会長代理 岡田 行正

村上 恵子

労働者代表委員

佐崎 吉宏

橋本 聡

林 秀彦

使用者代表委員

巢守 佳之

中野 博之

長谷川 信男

別紙

広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1時間 1,020円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

令和6年8月5日

広島労働局長

小沼 宏治 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年6月28日付け広労発基 0628 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、目安額を参考に、賃金上昇率、消費者物価指数等を基に、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

審議において、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことが再確認された。こうした状況の中、本年度の広島県最低賃金の改正が、県内の中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを要望する。
- 2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。
- 3 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから、「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を要望する。

別紙

広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1時間 1,020円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

広労発基 0805 第 1 号
令和 6 年 8 月 5 日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行正 殿

広島労働局長
小沼 宏治

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

標記について、下記の特定最低賃金に関し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 6 号）
- 6 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 7 号）
- 7 広島県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 8 号）
- 8 広島県自動車小売業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 9 号）

写

広労発基 0805 第2号
令和6年8月5日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行正 殿

広島労働局長
小沼 宏治

広島県特定最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年6月26日付けをもって申出代表者U Aゼンセン広島県支部支部長香西真から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

写

令和6年8月5日

広島労働局長

小沼 宏治 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金の決定の必要性の有無について
(答申)

当審議会は、令和6年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県各種商品、各種食料品小売業に係る最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金について決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。